

就学時健康診断を実施します

岡 学校教育課学校総務担当 ☎232212

令和8年度から小学校に入学する未就学児は、必ず受診してください。

受付時間

就学予定校によって受付時間が異なります。送付される通知書を確認してください。

※就学予定校の実施日に受診できない場合は、他の日程で受診してください。

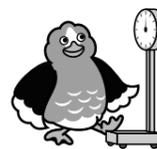
内容
内科、歯科、耳鼻科、眼科の各診察など

対象

平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの令和8年度就学予定の未就学児

持ち物

就学時健康診断票、母子健康手帳、上靴



就学予定校	日程	場所
古川第一・古川第二	10月3日(金)	タカカツアリーナ大崎 (古川総合体育館)
古川第三・敷玉	10月8日(水)	
古川第四・古川北	10月22日(水)	
古川第五・古川西	10月29日(水)	
鹿島台	11月5日(水)	鹿島台瑞・華・翠交流施設(鎌田記念ホール)
田尻・沼部・大貫	11月10日(月)	田尻スキップセンター
三本木	11月11日(火)	三本木総合体育館
松山	11月19日(水)	松山保健福祉センター(さんさん館)
岩出山・鳴子	11月20日(水)	岩出山文化会館(スコレハウス)

『ささ結新米フェア2025』参加飲食店募集および『ささ王』決定戦2025出品者募集

岡 農政企画課農業経営担当 ☎7090

『ささ結』新米フェア2025参加飲食店募集

市のシンボル米である世界農業遺産ブランド認証米『ささ結』の新米フェアを11月1日(土)～12月28日(日)に開催します。『ささ結』を使った、おすすめメニューを提供できる飲食店を募集します。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

募集期間

9月1日(月)～9月19日(金)

対象

新米フェアの期間中、『ささ結』を使用したおすすめメニュー(テイクアウトメニューを含む)や、白米の『ささ結』を提供できる市内の飲食店

申込

農政企画課(市役所本庁舎3階北側)・各総合支所地域振興課で配布している参加申込書に必要事項を明記し、募集期間内に持参して申し込み

その他

参加飲食店には、『ささ結』10キログラムやのぼり、参加飲食店マップを配布



『ささ王』決定戦2025出品者募集

粘りが少なく、あっさりとした食感で和食や寿司に適した「ササニシキ」と『ささ結』のおいしさを競う全国ササニシキ系『ささ王』決定戦への出品者を募集します。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

募集期間

9月22日(月)～10月31日(金)

対象者

米作りに取り組む、日本国内の農業者および組織

銘柄米

令和7年度産「ササニシキ」または『ささ結』(認証済みのもの)のいずれか単一銘柄で、ブレンドしていないもの

出品数

一人当たり各銘柄につき1点

提出物

参加申込書、栽培履歴書、玄米3キログラム(出品銘柄別に丈夫な袋に入れ、表面に氏名と銘柄を記載)

申込

10月31日(金)17時まで提出物を農政企画課へ持参して申し込み(市外の出品者は郵送など可)



おおさき市民健診

岡 健康推進課健康増進担当 ☎232215
各総合支所市民福祉課

申込者には各種健(検)診の受診票および日程表を送付しています。詳しくは、受診票や日程表を確認するか、市ウェブサイトを確認してください。

申し込みをしていない人で受診を希望する場合は、住んでいる地域の担当部署へ問い合わせください。(なお、集団健診①は、今年度の最後の日程となります)

地域	日程	受付時間	場所
古川	9月1日(月)～4日(木)	7:30～10:30	古川保健福祉プラザ(fプラザ)
古川・松山 三本木・鹿島台	9月5日(金)		
古川・岩出山 鳴子温泉・田尻	9月6日(土)		
2 集団検診(乳がん検診)			
地域	日程	受付時間	場所
岩出山	9月3日(水)・4日(木)	8:30～ 9:00	岩出山文化会館 (スコレハウス)
		9:30～10:00 12:30～13:30	
岩出山	9月5日(金)	8:30～ 9:00	岩出山文化会館 (スコレハウス)
		9:30～10:00	
3 集団検診(子宮頸がん検診)			
地域	日程	受付時間	場所
鳴子温泉	9月10日(水)	8:30～ 9:30	鬼首基幹集落センター 鳴子公民館
		12:30～13:30	
鳴子温泉	9月11日(木)	8:30～ 9:30	鳴子公民館
4 出張がん検診(大腸がん検診)			
容器回収のみ、以下の日程で実施します。検査容器は本人以外でも提出できます。			
日時	場所	持ち物	
9月20日(土)・21日(日) 9:00～12:00	イオン古川店 東側上りエスカレーター下(古川旭2-2-1)	受診料、検査容器	



下水道使用料を改定します

岡 経営管理課業務担当 ☎241112

本市の下水道事業を取り巻く状況は、人口減少による使用水量の減少や、物価高騰、老朽化した施設および管路の更新費用などの増加により年々厳しくなっています。

将来にわたり、安定した下水道サービスを提供するため、令和7年11月請求分から、下水道使用料を改定します。なお、急激な負担増とならないよう3年間の経過措置を設け、排水量に応じて段階的に引き上げます。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

下水道使用料改定表 (税込み)

期間	基本使用料	従量使用料(1m ³ 当たり)				
		1～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～500m ³	501m ³ ～
令和7年10月まで(現行)	1,540円 (10m ³ 以下は基本使用料内)		220円	253円	286円	253円
令和7年11月～令和8年10月(経過措置①)	1,705円	11円	220円	275円	308円	275円
令和8年11月～令和9年10月(経過措置②)	1,705円	22円	231円	286円	319円	286円
令和9年11月～令和10年10月(経過措置③)	1,705円	33円	242円	297円	330円	297円
令和10年11月～(新料金)	1,705円	33円	242円	308円	341円	308円

下水道使用料の計算の仕方(単価は経過措置①)

(例) 20m³使用した場合 $\underbrace{1,705円}_{\text{基本使用料}} + \underbrace{11円 \times 10m^3}_{\text{従量使用料1～10m}^3} + \underbrace{220円 \times 10m^3}_{\text{従量使用料11～20m}^3} = 4,015円$